消費者安全法の一部を改正する法律案要綱

第一 消費者安全法の一部改正 (生命又は身体の被害に係る消費者事故等の調査)

一目的

消費 、者の消費生活における被害を防止し、 その安全を確保するための措置として、 消費者安全調查委

員会による消費者事故等の調査等の実施を追加すること。

二定義

この 法律において「生命身体事故等」とは、 消費者安全法 (平成二十一年法律第五十号) (以 下 法

という。) 第二条第五項第一号に掲げる事故及び同項第二号に掲げる事態をいうこと。

三 基本方針の策定

1 内 閣 総理大臣は、 消費者安全の確保に関する基本的な方針 (次項において 「基本方針」という。)

を定めようとするときは、 あらかじめ、 消費者委員会に加えて消費者安全調査委員会の意見も聴かな

ければならないこと。

2 内閣総理大臣は、基本方針の変更について都道府県知事による提案がされた場合において、 消費者

必要があると認めるときは、

遅滞なく、

基本

方針の変更をしなければならないこと。

委員会に加えて消費者安全調査委員会の意見も聴いて、

四 消費者安全調查委員会

1 消費者庁に、 消費者安全調查委員会 (以 下 「調査委員会」という。) を置くこと。

2 調査委員会は、次に掲げる事務をつかさどること。

1 生命身体事故等 (運輸安全委員会設置法 (昭和四十八年法律第百十三号)第二条第二項に規定す

る航空事 故等、 同条第四項に規定する鉄道事故等及び同条第六項に規定する船舶事故等を除く。 二

及び六の三を除き、 以下同 ľ  $\mathcal{O}$ 原因及び生 命 身体事 故等 による被害  $\mathcal{O}$ 原因 ( 以 下 事 故等原因

と総称する。) を究明するため  $\mathcal{O}$ 調 査 ( 以 下 事 故等 原因調査」 という。 を行うこと。

口 生 命身体事故等について、 他 の行政機関 (運輸安全委員会を除く。) による調査若 しくは検査又

は法律 (法律に基づく命令を含む。 以下この項において同じ。) の規定による地方公共団 体の調査

若しくは検査 (法律の規定によりこれらの調査又は検査の全部又は一部を行うこととされてい る他

の者があ る場合に おいては、 その者が行う調査又は検査を含む。 以下 「他の行 政 機関等による 調 査

等 という。  $\mathcal{O}$ 結果につい . て 事 故等] 原 因を究明しているかどうかについ ての評価 (以下単に 評

価」という。)を行うこと。

ハ 事 故等原因調査又は他 の行政機関等による調査等の結果の評価 ( 以 下 「事故等原因調査等」とい

う。 の結果に基づき、 生命身体事 故等による被 害の拡大又は当該生命 身体事故等と同 種若 しくは

類似 の生 命 身体 事 · 故 等  $\mathcal{O}$ 発生 0) 防 止  $\overline{\mathcal{O}}$ ため 講ずべき施 策 又は措置につい て内閣 総 理大臣に 対 L 勧告

すること。

= 生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同 種若しくは類似の生 命身体事 · 故 等

 $\mathcal{O}$ 発 生 0) 防 止 一のため 講ずべき施策又は措 置 に つい · て内 閣 総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述

べること。

ホ イ~ニに掲げる事務を行うために必要な基礎的な調査及び研究を行うこと。

- イ~ホに掲げるもののほか、 法律に基づき調査委員会に属させられた事務
- 3 調査委員会の委員は、独立してその職権を行うこと。
- 4 調査委員会は、委員七人以内をもって組織すること。
- 5 調 査 委員会に、 臨 時 委員 及び 専門委員を置くことができること。
- 6 委員及び臨時委員は、 調査委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができ
- ると認められる者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。
- 7 専門委員 は、 当該専門の事項に関 して優れた識見を有する者のうちから、 内閣 総理大臣が任命する

こと。

- 8 委員の任期は、二年とすること。
- 9 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とすること。
- 10 委員長は、委員の互選により選任すること。
- 11 調 査 委員会は、 委員長、 委員、 臨時 委員又は専門委員が事故等原因調 査等の対象となる生命身体事

故等に係る事故等原因に関係があるおそれのある者であると認めるとき、 又はその者と密接な関係を

有すると認めるときは、 当該委員長、 委員、 臨時委員又は専門委員を当該事故等原因調査等に従事さ

せてはならないこと。

12 11  $\mathcal{O}$ 委員 長、 委員又は 臨 時委員は、 当 該· 事 故等原因調査等に関する調査委員会の会議に出席するこ

とができないこと。

五 事故等原因調査等

1 調 査 一委員・ 会は、 生命 身体事故等が 発生した場合に お いて、 生命身体被 害  $\mathcal{O}$ 発生又は拡 大 0 防 止 全生

命 身 体 事 · 故 等 に による 被 害  $\mathcal{O}$ 拡 大又は当 該 生命 身体 事 故等 と 同 種 若 しく は 類 似  $\mathcal{O}$ 生 命 身体 事 故 等  $\mathcal{O}$ 発 生

 $\mathcal{O}$ 防 止 をいう。 以下同じ。 を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必 要

であると認めるときは、 事故等原 因 調 査を行うものとする。 ただし、 当該: 生 <del>1</del>命身体: 事 故等につい て、

消費者安全  $\mathcal{O}$ 確保  $\mathcal{O}$ 見 地 か 5 心必要、 な事 故等 原因を究明することができると思料す る 他  $\mathcal{O}$ 行 政 機 関等に

ょ る 調 査等  $\mathcal{O}$ 結果を得た場合又は得ることが見込まれる場合におい て は、 ک  $\mathcal{O}$ 限 りでないこと。

2 調 査 委員会は、 事故等原因調査を行うため必要な限度において、 次に掲げる処分をすることができ

1 事故等原因に関係があると認められる者(ロ及び17において「原因関係者」という。)、 生命身

体事故等に際し 人命の 救助に当たった者その 他 の生命身体事故等の関係者 (以下「生命身体事故

関 係 者 という。 から報告を徴すること。

口

生命身体事故等の現場、 原因関係者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、 商品等、

帳 簿、 書類その他の生命身体事故等に関係のある物件 (以下「関係物件」という。 を検査

又

は 生命身体 事故等関係者に質問すること。

ハ 生命 身 体 事 故等 関係者に出頭を求めて質問すること。

関係物件の所有者、 所持者若しくは保管者に対しその提出を求め、 又は提出物件を留め置くこと。

ホ 関係物 件 の所有者、 所持者若しくは保管者に対しその保全を命じ、 又はその移動を禁止すること。

生 命 身 体 事 故等  $\dot{O}$ 現場に、 公務により立ち入る者及び調査委員会が支障がない と認める者以外の

者 が 立ち入ることを禁止すること。

3

2 の規定による処分の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解してはならないこと。

- 4 調 査 一委員会は、 生命身体事故等が発生した場合にお いて、 生命身体被害 の発生又は拡大の 防 止を図
- るため当該 生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認める場合に お 7 て、 1
- $\mathcal{O}$ ただ し書 に 規定する他 の行 政 機関等による 調 査等  $\mathcal{O}$ 結果を得たときは、 その 評 価 を行うものとする
- <u>ک</u>
- 5 調 査 委員会は、 4 0 評価 の結果、 消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、 当該 他
- $\mathcal{O}$ 行 政 機関等によ る 調 査等に関する事 務を所掌する行政機関 の長に対し、 当該生命身体事故等に · 係

る

- 事故等原因の究明に関し意見を述べることができること。
- 6 調 査 ゴ委員: 会は、 4  $\mathcal{O}$ 評 価 門の結果、 更に · 調 査委員会が 消費者安全の 確保  $\mathcal{O}$ 見地から当該生 命 身 体 事 故
- 等に 係 る事故等原 因 [を究明するために調査を行う必要があると認めるときは、 事故等原 因 調 査 一を行う
- ものとすること。
- 7 4  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 行 政 機 関 等に ょ る調 査 一等に 関 民する 事 務 を所掌 す る行政機関の 長は、 当 該 他 の行 政 機関等に
- ょ る 調 査等 に . 関 L て 調 n 査 委員・ 会の意見を聴くことができること。
- 8 調 査 委員会は、 事故等原因 調査等を行うため必要があると認めるときは、 当該事故等原因 調査等に

係 る 調 査又は一 研究 の実施 に関する事 ·務 部を、 独立 行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第

第 項に規定する独立行政法人、一 般社団法人若しくは 一般財団法人、 事業者その他 の民間  $\mathcal{O}$ 寸

体又は 学 識 経 一験を有る する者に 委託することができること。

9 8  $\mathcal{O}$ 規定 に より 事 務  $\mathcal{O}$ 委託 を受け た者若しくは その役員若しく は 職 員又はこれ 5 職 に . あ 0 た者は

当該 委託 に 係る事務に関 L て 知り得た秘密 を漏らしてはならないこと。

10 規定 により事 務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であって当該 委託に係る事務に従

8

 $\mathcal{O}$ 

事 す る ŧ  $\mathcal{O}$ は 刑 法 (明 治 兀 十 车 法 律 上第 四· + 五 号) その 他 0 罰 則 0 適 用 に 0 *\*\ 7 は、 法令に ょ り公務

に 従 事 する 職 員とみ なすこと。

11 内 閣 総理· 大臣 は、 生命 身体事故等の発生に関する情報を得た場合においては、 速やかに調査委員会

にそ 0) 旨を報告し な け 'n ば ならな いこと。

12 調 査 委員 会 には、 事 故 等 原 因 調 査 を行うた め に必要 が あ ると認 8 るときは 内 閣 総 理大 臣 に 対 生

命 身 体 事 故等につい て  $\mathcal{O}$ 事 実の 調 査 一又は 物 件 0 収 集  $\mathcal{O}$ 援 助 ぞの 他  $\mathcal{O}$ 必要な援 助を求 めることができる

は、 生命身体事故等 につい ての 事 実の 調 查、 物 件 の収集その 他 の調 査委員会が事 ,故等原<sup>1</sup> 因 調 査を円滑

に開 始することができるため  $\mathcal{O}$ 適 切 な措置をとらな け れば、 な 5 ないこと。

14

何

人

ŧ

生

命

身

体

被

害

 $\mathcal{O}$ 

発

生

又

は

拡

大

 $\mathcal{O}$ 

防

止

を

図

る

た

 $\Diamond$ 

に

事

故

等

原

因

調

査

等が

必

要で

あ

ると思

るときは、 調査委員会に対 その旨を申し 出て、 事 故等 原因 調 査等を行うよう求めることができる

この 場 場合にお いては、 内 閣· 府令で定めるところにより、 当該 申出に係る生命 身体 事故等  $\mathcal{O}$ 内

容

及び これ に 対 する 事 故 等 原 因 調 査 等  $\mathcal{O}$ 必 要性 その 他 内 閣 府 令で定め る事 項 を記さ 載 L た 書 面 を添 え な け

ればならないこと。

15 調 査 委員会は、 14 の規定による申出があったときは、 必要な検討を行い、 その結果に基 づき必要が

あ ると認めるときは、 事 故等 原 因 調 査 一等を行 わ なけれ ば なら ないこと。

16 被害 者又 は 被害 者 が · 死 亡 L た場合若 しく は その 心 身に 重 大 な故 障 が あ る場 一合に お けるそ O配 偶 者、

直 系  $\mathcal{O}$ 親族: 若 L Š は 兄弟 姉 妹 (以下この項 に お いく て 被被 害者等」 という。) が 14  $\mathcal{O}$ 規定 12 ょ n 申 出 を

L た場 合にお いて、 当該申出 が、 自ら負傷若しくは疾病を被り、 又は配偶者、 直系 の親 族若し くは 兄

弟姉 妹が死亡し若 しくは負傷若しくは疾病を被った法第二条第六項第一号に掲げ る事故に該当するも

 $\mathcal{O}$ に 係るものであるときは、 調査 委員会は、 事故等 原因 調 査等を行うこととし、 又は行 わないことと

たときは、 速やかに、 その旨を当該被害者等に 通 知 しなければならないこと。

17 調 査 委員 会 は、 事 故 等 原 因 調 査 を完了する前 に、 原因関! 係 者 に対 Ļ 意見を述べる機会を与えなけ

ればならないこと。

18 調 査 ゴ委員: 公会は、 事 故等原因 調査を完了したときは、 当該生命身体事故等に 関する次の事項を記載し

た報 告書を作成 これを内 閣 総 理大 臣に提出するとともに、 公表 L なけ ればならないこと。

イ 事故等原因調査の経過

ロ 認定した事実

ハ 事実を認定した理由

二 事故等原因

ホ その他必要な事項

19 調 査 T委員: 会は、 事故等原因 調査を完了する前においても、 当該事故等原因調査を開始した日から一

年以内に事 故等原因調査を完了することが困難であると見込まれる状況にあることその他 の事 由によ

り 必 要があると認めるときは、 事故等原因調査の経過について、 内閣総理大臣に報告するとともに、

公表するものとすること。

## 六 勧告及び意見の陳述

1 調査委員会は、 事故等原因調査等を完了した場合において、 必要があると認めるときは、 その結果

に基づき、 内 閣 総 理 大臣に対 Ĺ 生命身体 :被害 の発生又は拡大の防 止 0 ため 講ずべ き施策又は措 置に

ついて勧告することができること。

2 内 閣 総理大臣は、 1 の 規定による勧告に基づき講じた施策又は措置について調査委員会に通報しな

ければならないこと。

3 調 査 一委員· 会は、 消費者安全の 確保の 見地 から必要が あると認めるときは、 生命, 身体事故等による被

害 0 拡 大又は当該 生命身体 事故等と同 種若しくは 類似 の生命・ 身体事 故等の発 生の防 止の ため 講ずべき

施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができること。

1 調 査 委員会は、 事故等原因 .調査等の実施に当たっては、 被害者及びその家族又は遺族 の心情に十分

配慮 し、これらの者に対 Ļ 当該事 故等 原 因 調査等に関する情報 を、 適時に、 か つ、 適切、 な方法 で 提

供するものとすること。

2 調査委員会は、 その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、 関係行政機関の長、 関係

地方公共団体の長、 国民生活センターの長その他 の関係者 (第二の二にお いて 「関係行 政機関 0 長等

という。) に対 Ļ 資料 の提供、 意見 の表 明、 事 故等 原因 の究明のために必要な分析 又は 検 査  $\mathcal{O}$ 実

施その他必要な協力を求めることができること。

3 何人も、 五. の2の規定による処分に応ずる行為をしたことを理由として、 解雇その他の不利益な取

扱いを受けないこと。

所要の罰則を設けること。

九 その他所要の改正を行うこと。

第二 消費者安全法の一部改正 (重大な財産被害に係る措置等)

一定義

この 法 律に、 お いて 「多数消費者財 産被害事態」 とは、 法第二条第五 項第三号に掲げる事 態 取 引の分

野 に つ ١ ي ての 消費者事故等」) のうち、 同号に定め る行為に係る取引であって次  $\mathcal{O}$ 各号  $\mathcal{O}$ *(* \ ず れ カゝ に

該当するものが事業者により行われることにより、 多数の消費者の財産に被害を生じ、 又は生じさせる

おそれのあるものをいうこと。

1 消費 者  $\mathcal{O}$ 財 産上  $\mathcal{O}$ 利益を侵害することとなる不当な取引であって、 事業者が消費者に対して示す商

品。 役務、 権利そ  $\mathcal{O}$ 他の 取引の対象となるもの の内容又は取引条件が実際のものと著しく異なる ŧ  $\mathcal{O}$ 

口 イに掲げる取引のほか、 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、 政令で

一 関係行政機関の長等への情報提供

内 閣 総 理 大臣 は、 消 費者 事 故 等  $\mathcal{O}$ 発生に関する情 三報を得り た場合にお 1 て、 消費者被害の 発 生又 は 拡 大

 $\mathcal{O}$ 防 止を図るために相当であると認めるときは、 関係行政機関の長等に対し、 消費者被害の発生又は拡

大の防止に資する情報を提供することができること。

三 多数 消 費者 財 産被害事 態 に係る事業者に対する勧告 及び命令

1 内 閣 総理大臣は、 多数消費者財産被害事 態が発生した場合 (当該多数消費者財産被害事態による被

害 の拡 大又は当該多数消費者財 産被害事態と同 種若しくは 類似の多数消費者財産被害事 態 0 発 生 ( 以

下この 項及 び 次項 に お į, て 「多数 消 費者 財 産 被 害 事 態に よる被 害  $\mathcal{O}$ 発 生又は 拡大」 とい 、 う。  $\mathcal{O}$ 防 止

を図るために 実施 L 得る: 他  $\mathcal{O}$ 法律  $\mathcal{O}$ 規定に基づく措 置が ある場合を除く。) にお ١ ر て、 多数消息 費者 財

産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るために必要があると認めるときは、 当該多数消費

者財産被害事態を発生させた事業者に対し、 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引

の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができること。

2 内閣総理大臣は、 1の規定による勧告を受けた事業者が、 正当な理由がなくてその勧告に係る措置

をとらなか った場合において、 多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため

特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずるこ

とができること。

四 その他所要の改正を行うこと。

第三 附則

この法律の施行期日の規定を整備すること。